

アフターサービス・メンテナンスの体制表

(メーカー)

名 称	
代表者	
住 所	
T E L	
担当者	



名 称	
代表者	
住 所	
T E L	
担当者	

(メンテナンス等サービス業者)

名 称	
代表者	
住 所	
T E L	
担当者	

消耗部品所要日数 日

一般部品所要日数 日

- (注) 1 消耗部品とは、通常の稼働状況で1年程度以内の期間において消耗又は劣化により交換が必要となる部品をいう。
- 2 一般部品とは、5年程度の期間において消耗又は劣化により交換が必要となる部品をいう。
- 3 所要日数が、消耗品で2日、一般部品で5日を超えるものについては、その名称と所要日数を記載した書類を添付すること。